

番号・件名	<p>請願第7号 新型コロナウイルスワクチンの定期接種から任意接種への変更と正確な情報や懸念について国民に十分な周知を行うことを求める意見書の提出方について</p>
請願者	<p>住所          団体名 ※個人のため省略          氏名</p>
<p>請 願 の 要 旨</p>	
<p><b>【請願の趣旨】</b></p> <p>国民の生命や健康を脅かした新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが、令和5年5月8日に新型インフルエンザ等感染症（2類相当）から季節性インフルエンザと同等の5類感染症に変更となり、感染症として危険性が最も低い分類とされた。令和6年10月より、65歳以上において新型コロナウイルス感染症の定期接種が始まろうとしている。新型コロナウイルスは変異を繰り返し感染した場合の重症化率は低くなっており、厚生労働省資料で示された新型コロナウイルス感染症の重症化率は令和4年8月時点で季節性インフルエンザを下回っている。その後も変異を繰り返している新型コロナウイルスについて、ワクチンで選択するウイルス株も実際のウイルスの変異に追いついていない現状がある。また、上気道からの感染の場合、感染の防御は粘膜免疫で行われ、ワクチンで生成された抗体による防御はあまり有効ではないともされる。</p> <p>新型コロナワクチンは予防接種健康被害救済制度において、令和6年7月31日現在、申請件数11,645件、認定件数7,835件、認定件数の内、死亡一時金または葬祭料が747件、障害年金103件、障害児養育年金1件となっている。平成21年から申請受付が始まったインフルエンザワクチンの予防接種健康被害救済制度の申請状況においては令和3年末時点で認定件数191件、内、死亡一時金または遺族年金等25件、障害年金27件、障害児養育年金0件と、3年余りでインフルエンザワクチンの健康被害を大きく上回っている。ウイルスが変異を繰り返し、重症化率が低下した今、感染のリスクに対し新型コロナワクチンの安全性の担保が不十分である。</p> <p>また、国民が感染症対策と予防接種について適切に判断を行うためには、感染症に対する多面的な情報、ワクチンの不都合な反応も含めた多面的な人体への影響、ワクチンの多面的な実証実験の結果について、政府及び国会は国民に対し十分な情報提供を行うべきである。</p> <p>以上のことから、国に対して、地方自治法の規定による意見書を提出されるよう、請願致します。</p> <p><b>【請願事項】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新型コロナワクチンの定期接種を任意接種にすること。</li> <li>2. 新型コロナウイルスワクチン接種者の接種後の健康被害状況、新型コロナウイルスへの感染状況を調査し公表すること。</li> <li>3. 副反応疑い報告制度の報告方法や、予防接種健康被害救済制度の利用方法について、本人や保護者が十分に理解できるよう情報提供を行うこと。</li> <li>4. 新型コロナワクチンによって生じた健康被害の救済強化をすること。</li> </ol>	

※個人情報保護の観点から個人による提出の場合は、住所・氏名を省略しています。